

岩国市インターンシップ 利用促進補助金

「インターンシップ制度」の利用を促進することで、
学生の就職支援および市内企業の人材確保等を後押しします。



1.対象事業者

- ・市内に事業所(本店、支店等)を有する中小企業者、個人事業主
- ・市税等に滞納がないこと



2.対象となるインターンシップ

- ・山口県インターンシップ推進協議会を通じて実施するもの
- ・学校または就職情報サイトを通じて実施するもの
- ・その他市長が認める場合 ※事前にご相談ください。



補助額

インターン生1人につき **1万円 / 日**
(1社の年間上限:5万円)

- ※1日あたり1人6時間以上の実施が原則となります
- ※1日あたり1人6時間未満の実施となる場合は、HPにて支給要件をご確認ください



4.申請について

※必ずインターンシップ受入前に申請してください

(提出書類) ※詳細はHPにてご確認ください

- ・交付申請書
- ・実施計画書
- ・誓約書
- ・市税の完納証明書
- ・その他市長が必要と認める書類(メール・郵送可)